

カンボジアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
6 外資優遇策の縮小	日商	(1)	追加投資時の法人税タックス・ホリデーの延長の効果不足	<p>・日系製造業は段階的に生産ラインを増加させていくのが常である。初期投資時に付与された法人税タックス・ホリデーは追加投資時にはすでに数年消化されており、タックス・ホリデーが追加投資のインセンティブとならない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2011年9月第5回日カンボジア官民合同会議において、日本側は追加投資の際の法人税免税措置の恩典がないため、新たに制度化するようカンボジア政府に求めた。これに対し、カンボジア政府は、経済財政省が検討を行っており、日系企業が希望するような方向になる見込みだと説明した。</p>	<p>・追加投資促進の為、新たに新会社を設立または税務登録をその都度することなく、同一会社の枠組で追加投資に対する適格投資プロジェクト案件(QIP)を取得できるように求める。</p>	
	日商	(2)	投資優遇期間	<p>・優遇期間(Priority Period)を最終投資登録証明(FRC)に記載し、これで最終とする第3回日本カンボジア官民合同会議では、カンボジア開発協議会(CDC)側で税務当局と協議し検討する旨約束。</p>	<p>・進捗を確認したい。</p>	
7 外資法運用手続	日商	(1)	優先業種カテゴリー区分の不十分	<p>・「業種」は「重工業」と「軽工業」の2カテゴリーのみであり、縫製業も電子部品製造も同じカテゴリーに属している。</p>	<p>・業種を細分化しカンボジア政府が招致したい業種への優遇期間を長く取ってもらいたい。</p>	
8 投資受入機関の問題	日商	(1)	CDCのワンストップサービス機能の不十分	<p>・第3回日本カンボジア官民合同会議では、改正投資法7条に基づく、カンボジア開発協議会(CDC)のワンストップサービスの適正な実行の問題の進捗を確認した。スオンシッティCIB委員長からは各省庁の許可手続きを28営業日以内で取得できるよう努力する旨発言があった。</p>	<p>・この進捗について確認したい。</p>	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日商	(1)	AFTA原産地証明書の認証手続の煩雑	<p>・国内市場型QIP(適格投資案件)の場合、原材料輸入に際して輸入関税ならびにVATの支払いが必要。それらの支払い手続きを含むすべての通関手続きは、国境ではなく経済特区に常駐している税関局の下で完結しており、通関手続きが簡素化され良いことである。</p> <p>しかし唯一の例外がある。それらの輸入原材料に、CEPT(AFTA)の特恵関税の適用を申請する場合、原産地証明(Form D)の認証権限だけは、経済特区の税関局に与えられておらず、通関の度に税関局本省に出向き認証を受ける必要がある。</p> <p>(改善)</p> <p>・2011年9月第5回日カンボジア官民合同会議において、カンボジア側から既にForm Dの認証権限をSEZの税関局に移譲したと報告があった。これにより、輸入関税や付加価値税(VAT)の支払いなどすべての通関手続きは、各SEZの税関局で行えるようになった。</p>	<p>・Form Dの認証手続きの認証を経済特区の税関局および国境の税関局に与えて欲しい。要請理由はワンストップサービスの実現のための手続きの簡素化。</p>	
	日商	(2)	農産品輸出の植物検疫の不透明	<p>・農産品の輸出の際、スタンダードおよび検疫の統一性がない。また検査等の料金に関して不透明であり、INVOICEが求められる。</p>	<p>・プロカス等において規定するよう要望。具体的には植物検疫証明書(phytosanitary certificate)発行時のINVOICE提出は不要。植物検疫証明書発行手続き費用の明瞭化を希望。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(3)	密輸の横行	・カンボジアにおける貿易投資活動の最大の問題は“密輸”である。いくら国連、大使館、JICA 等が国の仕組みの策定・企画の助言をしても、政府がちゃんとルールを守らせて実効あるものにならない限り難しい。	・基本的には、政府がルールを守るとの基本教育、しつづけを徹底する。		
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日商	(1)	VAT 課税適用の不 合理	・輸出加工型 QIP が SEZ 外から原材料を調達する場合、VAT 課税となっている。 (対応) ・輸出加工型 QIP の場合は、原則として輸入時に10%の VAT を支払い、輸出時に還付されることになっている。 ・2011年9月第5回日カンボジア官民合同会議において、日本側は、輸出型の QIP が経済特別区 (SEZ) 外から原材料を調達する場合、縫製業と製靴業の QIP と同様に VAT を免除するようカンボジア政府に要望した。輸出型 QIP の場合、製品は縫製・製靴業の場合同様に 100%輸出するため、すべての業種について免税にするよう要望したのに対し、今後はカンボジア政府が企業に直接聞いた上で検討することになった。	・手続き簡素化のために免税措置を講じてもらいたい。	
			日商	(2)	SEZ 内原材料購入への VAT 課税不明確	・SEZ 内で原材料等を購入する場合、VAT が課税されるかどうかを確認したい。 2010年3月6日付 MEF No.2128 SHV では、輸出加工型 QIP もしくは国内市場型 QIP に適用されるかどうか不明瞭である。	
14	税制	日商	(1)	タックス・ホリデー期間中の損失の持ち越し不可	・法人税に関して、タックス・ホリデー期間中に発生した累損は、タックス・ホリデー終了後の事業年度への持ち越しができない。	・タックス・ホリデー終了後に5事業年度以内の課税利益との相殺が認められるべき。	
			日商	(2)	高い配当課税	・配当金に対する課税は Withholding Tax 14%及び Additional Profit Tax on Dividend Distribution (APTDD) の2種類があり、タックス・ホリデー期間中の APTDD は 20%となっており非常に高い。APTDD は投資促進の為のタックス・ホリデーのメリットを相殺するもので投資家にとってカンボジアに対する投資を躊躇させるものである。 (対応) ・2011年2月第4回日カンボジア官民合同会議において、カンボジア側は、日本側に対して今後、両国間で二重課税を廃止する租税条約を提案した。	・APTDD は廃止してもらいたい。
16	雇用	日商	(1)	現地採用労働者の旅券の発給遅延	・日系製造業はカンボジア人労働者を採用後、直ちに近隣諸国における自社既存工場へ派遣し短期の研修を実施することが多いが、現状、カンボジア人のパスポート取得には約2か月を要し、この期間分カンボジア工場での生産開始時期が遅れることとなる。	・適格投資案件 (QIP) 労働者へのパスポートを即時に発給すべきである。	
			日商	(2)	労働許可更新の不透明	・一部企業において、労働許可の更新が3年毎となっている。しかし書面がない。在カンボジア日本大使館が労働省に確認したところ、労働省としては本件に関して書面は発行しないとのこと。ただし日本人が申請を3年でしてきたら、その申請は認可するというスタンス。 (対応) ・2011年9月第5回日カンボジア官民合同会議において、日本側が現定期限が1年の労働許可について3年に延長するよう要望していたのに対し、カンボジア側は、WTO 加盟 (2004年10月加盟) の申請時に2年まで延長することを約束したので、期限の延長は2年にする予定だと説明した。	・労働省が日本人に対して3年の労働許可証を発行するのかが書面で確認したい。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
21	土地所有制限	JPETA	(1) 土地所有・利用制度の不透明	<ul style="list-style-type: none"> ELC(経済土地コンセッション)取得・移転にかかる法は一定程度整備されているが、条文構成が明瞭でなく、解釈が統一されていないため、取得・移転の際の明確な判断基準として機能していない。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> カンボジアでは、2000年頃から土地を巡る紛争が頻発している。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法令の条文構成見直し、有識者・関係者協議を経た条文解釈の統一実行。 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法第44条 2001年土地法第5条 ELC法、細則
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日商	(1) ランドコンセッションのデータの不透明	<ul style="list-style-type: none"> キャンセルされたランドコンセッションのデータを農業省のウェブサイトで掲示する件は、あまり頻繁に更新されていない。2010年4月に更新。次回更新が2010年12月とのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなコンセッションが発行され次第、そして/または定期的な更新を希望。 	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1) 法令の公表の遅延	<ul style="list-style-type: none"> 法律、政令、省令の最新情報の公開が未整備でこれをタイムリーに掴むことが容易でない。 		
26	その他	JPETA	(1) 賄賂要求	<ul style="list-style-type: none"> 事業用地確保のため関連省庁及び管下機関と交渉を進めると、賄賂を要求される。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> カンボジアにおける輸入通関手続に船主エージェントや入国審査、貨物検査、経済警察などの多くの許認可とそれに伴う手数料が必要とされる。 2006年6月、世銀は、世銀融資プロジェクトにおける汚職を理由にプロジェクト予算を凍結し、カンボジア政府に対して一部返還を求めた。世銀は、2007年2月、プロジェクト資金供与を再開した。 トランスペアレンシー・インターナショナル社の「2006年度腐敗認識指数(CPI)」は、カンボジアを163カ国中151位にランクしている。2009年度調査では、カンボジアはCPIが166位にランクを落としている。 2008年8月、国連開発計画(UNDP)は、同法廷職員のリポート授受疑惑の調査を理由にクメールルージュ法廷のカンボジア側への援助提供の無期延期を表明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚職防止に向けた具体策の策定・実行。 	
		日機輸	(2) 国際陸上輸送の制度・インフラ等の未整備	<ul style="list-style-type: none"> ホーチミン→バンコク間の輸送については、船便の長いリードタイムと航空便の高運賃を解決すべく、カンボジア経由での陸送を検討したいが、カンボジア国内の道路インフラ、税関連法規、業務フロー等未整備で、また治安・政情不安のためセキュリティ上も問題あり。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> プノンペンの米国大使館の発表によると、道路インフラは近年大幅に改善しているが、首都圏から遠方の州へのアクセスは完全ではないとしている。総じて、インフラは大幅に改善してはいるものの、開発・整備の余地が多分にある。シアヌークビル空港は2007年1月に再開した。シアヌークビル(コンボンソム)は、カンボジアで唯一の深海港であり、経済特区が作られる(2009年完成)予定である。 インドシナ半島の中央に位置し、東西回廊がミャンマーを除き開通した現状にあって、日系企業の陸路輸送のフィービリティ調査が始まっている。 2010年6月、南部回廊のメコン川に日本の無償資金協力によるネアックルン橋を架設することが決定した。2015年完成予定。このネアックルン橋を国道6号線で北西に約20kmのところ(Prek Tamak)メコン川大橋が中国政府の支援で2007年より建設中で、2010年完成予定となっている。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年9月24日、カンボジアはベトナム、タイ、ラオスとの4カ国政府で越境車の強制保険適用協力に関する覚書(MOU)を結んだ。これにより、越境時に自動車賠償保険が適用されることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際物流競争力パートナーシップ会議等政府当局間交渉の場での実現に向けた取り組みを希望する。 	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	電力供給の不安定・割高	<p>・発電容量がわずか 200MW しかなく、電気代も 20 セント・kwh 前後とアジアでもっとも高いレベルにある。</p> <p>(対応)</p> <p>・ADBによると、カンボジアの電化率はアジア最低であるという。電気は不足し、電力料金は高い。電力網につながっているのは全人口のわずか 17% に過ぎない。プノンペン米国大使館の発表によると、首都への電力供給はここ数年で大幅に改善してきているが、未だに停電が起り、多くの企業が自家発電を行っているという。電力供給不足分は、隣国のタイとベトナムからの買電に依存している。</p> <p>・カンボジアでは、電力供給が不安定で、電力料金は全国平均 15 セント/kw 時と周辺国(タイ 7 セント、ベトナム 5 セント、ラオス 6 セント)と較べて割高となっている(通商弘報 08 年 4 月 3 日)。</p> <p>・カンボジアの過去 5 年間(03~07 年)の経済成長率は平均 9.8% で、ASEAN の中で最も高い。</p> <p>・プノンペン経済特区(PPSEZ)では、区内に発電所を稼働させ、電力の安定供給を行っているが、電力料金は、ベトナムの約 3 倍の割高となっていると伝えられる。</p> <p>・カンボジア電力会社によると、プノンペンの電力需要は 220 メガワットであるのに対し、供給は 190 メガワットであったが、2009 年 4 月、ベトナムからプノンペンの電力網への送電線の接続が完了し、7 月 29 日付けで翌週から電力供給力が 200 メガワット増強されると発表した。(カンボジアウォッチニュース 2009 年 4 月 22 日、7 月 30 日)</p> <p>・2009 年 1 月より、プノンペン経済特区(PPSEZ)の電力料金が値下げされたが、依然としてベトナムの約 3 倍という高水準に設定されている。</p>	<p>・円借、世銀等の ODA を利用して、地道に整備を図る。</p>	
	日機輸	(4)	IT 環境の遅れ	<p>・IT 環境が遅れており、大容量の送受信が無理(1 回の送受信は 1MB が限度)。</p> <p>(対応)</p> <p>・2009 年 6 月末にカンボジア北部、東北部のインターネット接続環境を改善する総延長 650km の光ファイバーケーブル敷設工事が完了した。中国が 1700 万ドルをかけて敷設したもの。(カンボジアウォッチニュース)</p>		